

2020年8月21日

各 位

A b a l a n c e 株 式 会 社
代 表 取 締 役 社 長 光 行 康 明
(コード番号：3856 東証二部)
問 合 せ 先： 管 理 本 部 国 本 亮 一
電 話： 03-6864-4001 (代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年9月28日に開催予定の当社第21回定時株主総会に定款の一部変更について付議することを決議致しましたので、下記の通り、お知らせ致します。

記

1. 定款変更の目的

当社は、本年7月30日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて公表しました通り、今般、より迅速な意思決定を実現すると共に、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を持つこと等により、取締役会における監督機能を強化し、更なるコーポレート・ガバナンスの充実、及び企業価値の拡大を図るため、監査等委員会設置会社へ移行することと致しました。これにともない、定款の一部を次の通り変更するものであります。

2. 定款変更の内容

本年9月28日に開催予定の当社第21回定時株主総会において、必要となる定款変更等（変更内容については別紙ご参照ください）についてご承認いただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

3. 日程（予定）

定款変更のための株主総会開催日（予定）	2020年9月28日(月曜日)
定款変更の効力発生日（予定）	2020年9月28日(月曜日)

以 上

【別紙】変更の内容（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更後定款
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p>
<p>第1条から第17条（条文省略）</p>	<p>第1条から第17条（現行通り）</p>
<p>（取締役の員数）</p>	<p>（取締役の員数）</p>
<p>第18条 <u>当会社の</u>取締役は<u>8名以内とする。</u></p>	<p>第18条 <u>監査等委員でない取締役の員数は、</u></p>
<p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p><u>3名以内とする。</u></p>
<p style="text-align: center;">（取締役の選任）</p>	<p>2 <u>監査等委員である取締役の員数は、5名</u></p>
<p>第19条 取締役は、株主総会の決議によって</p>	<p><u>以内とする。</u></p>
<p>選任する。</p>	<p>（取締役の選任）</p>
<p style="text-align: center;">（条文省略）</p>	<p>第19条 取締役は、<u>監査等委員でない取締役</u></p>
<p style="text-align: center;">（条文省略）</p>	<p><u>と監査等委員である取締役とを区別して、株</u></p>
<p style="text-align: center;">（取締役の任期）</p>	<p><u>主総会の決議によって選任する。</u></p>
<p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に</p>	<p>（現行通り）</p>
<p>終了する事業年度のうち最終のものに関する</p>	<p style="text-align: center;">（現行通り）</p>
<p>定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>（取締役の任期）</p>
<p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p>第20条 <u>監査等委員でない取締役の任期は、</u></p>
<p>2 増員により、又は補欠として選任された</p>	<p><u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最</u></p>
<p>取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満</p>	<p><u>終のものに関する定時株主総会の終結の時ま</u></p>
<p>了すべき時までとする。</p>	<p><u>でとする。</u></p>
<p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p>2 増員により、又は補欠として選任された、</p>
<p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p><u>監査等委員でない取締役の任期は、他の在任</u></p>
<p>（新設）</p>	<p><u>取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>
<p>3 増員により、又は補欠として選任された</p>	<p>3 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任</u></p>
<p>取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満</p>	<p><u>後2年以内に終了する事業年度のうち最終の</u></p>
<p>了すべき時までとする。</p>	<p><u>ものに関する定時株主総会の終結の時までと</u></p>
<p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p><u>する。</u></p>
<p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p>4 <u>任期の満了前に退任した監査等委員であ</u></p>
<p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p><u>る取締役の補欠として選任された監査等委員</u></p>
<p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p><u>である取締役の任期は、退任した監査等委員</u></p>
<p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p><u>である取締役の任期の満了する時までとす</u></p>
<p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p><u>る。</u></p>
<p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p>5 <u>補欠の監査等委員である取締役の選任に</u></p>
<p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p><u>する。</u></p>
<p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p>5 <u>補欠の監査等委員である取締役の選任に</u></p>

<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 21 条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>(条文省略)</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長 1 名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 24 条 (条文省略)</p>	<p><u>係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 21 条 当社は、取締役会の決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>(現行通り)</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長 1 名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に<u>欠員</u>または事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p><u>2 監査等委員会を選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 24 条 (現行通り)</p>
---	--

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は取締役会の決議の目的である事項について提案がなされた場合において、当該提案につき取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

(取締役会規程)

第27条 (条文省略)

(業務執行)

第28条 (条文省略)
(新設)

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 (条文省略)

第5章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

第31条 当社は監査役及び監査役会を置

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は取締役会の決議の目的である事項について提案がなされた場合において、当該提案につき取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

(取締役会規程)

第27条 (現行通り)

(業務執行)

第28条 (現行通り)
3 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬等は、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 (現行通り)

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第31条 当社は監査等委員会を置く。

く。	
<p><u>(監査役の員数)</u> <u>第 32 条 当会社の監査役は 4 名以内とする。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の選任)</u> <u>第 33 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> <u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の任期)</u> <u>第 34 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>(常勤監査役)</u> <u>第 35 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の招集通知)</u> <u>第 36 条 監査役の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>	
<p>(新設)</p>	
	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> <u>第 32 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p><u>(監査役会の決議の方法)</u> <u>第 37 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p><u>(監査等委員会の決議の方法)</u> <u>第 33 条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>

<p>(<u>監査役会の議事録</u>)</p> <p>第<u>38</u>条 <u>監査役会</u>における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した<u>監査役</u>がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(<u>監査役会規程</u>)</p> <p>第<u>39</u>条 <u>監査役会</u>に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規程</u>による。</p> <p>(<u>監査役の報酬等</u>)</p> <p>第<u>40</u>条 <u>監査役の報酬等</u>は株主総会の決議によって定める。</p> <p>第<u>41</u>条 (<u>監査役の責任免除</u>)</p> <p><u>当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は金10万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>(<u>会計監査人の設置</u>)</p> <p>第<u>42</u>条 当社は会計監査人を置く。</p> <p>(<u>会計監査人の選任</u>)</p>	<p>(<u>監査等委員会の議事録</u>)</p> <p>第<u>34</u>条 <u>監査等委員会</u>における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した<u>監査等委員</u>がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(<u>監査等委員会規程</u>)</p> <p>第<u>35</u>条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規程</u>による。</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>(<u>会計監査人の設置</u>)</p> <p>第<u>36</u>条 当社は会計監査人を置く。</p> <p>(<u>会計監査人の選任</u>)</p>
--	--

<p>第 43 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(会計監査人の任期)</p> <p>第 44 条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 45 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 46 条 (条文省略)</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第 47 条 <u>当社は、株主総会の決議によって、毎年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</u></p> <p>(中間配当金)</p> <p>第 48 条 <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法 454 条第 5 項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</u></p> <p>(期末配当金等の除斥期間)</p> <p>第 49 条 (条文省略)</p>	<p>第 37 条 会計監査人は、<u>監査等委員会の同意を得て、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>(会計監査人の任期)</p> <p>第 38 条 (現行通り)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 39 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 40 条 (現行通り)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第 41 条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 42 条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。</u></p> <p><u>2 当社の中間配当の基準日は、毎年 12 月 30 日とする。</u></p> <p><u>3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(期末配当金等の除斥期間)</p> <p>第 43 条 (現行通り)</p>
--	---

以 上